

事前計画書

(二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定
積替え保管施設用)

八王子市

令和7年8月

情報公開請求に関する教示について

認定申請・届出等にともない、八王子市にご提出いただいた事前計画書を含む、一切の資料・書類等は、事前相談段階のものであっても、第三者から八王子市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則、開示対象となります。

【目次】

第1章 事前計画書について	P.2
1 事前計画書の目的	P.2
2 事前計画書の提出から許可申請又は届出まで	P.2
3 有効期間等	P.2
4 手続きの流れ	P.3
5 提出方法	P.4
6 提出先	P.4
第2章 事前計画書の作成	P.5
1 事前計画書表紙	P.6
2 市許可証の写し	P.7
3 保管場所一覧	P.7
4 変更事項に関する書類	P.8
5 変更事項に関する図面	P.8
6 施設の案内図	P.8
7 用途地域を示す図面	P.8
8 施設の周辺図	P.8
9 施設内配置図	P.8
10 写真撮影場所を示す図面	P.8
11 施設及び施設周辺の写真	P.9
12 積替え保管を行う産業廃棄物の一覧表	P.9
13 作業手順説明書	P.9
14 保管場所の図面及び容量計算	P.10
15 保管容器のカatalog等	P.10
16 施設清掃に関する説明	P.10
17 生活環境の保全対策に関する説明	P.10
18 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面	P.10
19 生活環境の保全対策に関する写真及び図面	P.10
20 使用権原を証明する書類等(土地、建物、公図)	P.11
21 重機一覧表、重機の写真	P.11
22 関係法令に関する書類(環境確保条例)	P.11
23 関係法令に関する書類(その他)	P.12
24 施設近隣住民等への説明内容に関する書類	P.12
25 説明対象者を示す図面	P.13
26 同意書、協定書、説明経過書	P.13
第3章 基準等	P.14
1 保管容量の考え方	P.14
2 保管場所の基準	P.14
3 掲示板の記載方法	P.15
4 その他	P.16
記載例	P.17
様式集	

第1章 事前計画書について

1 事前計画書の目的

事前計画書は、申請後の審査で基準不適合になりやすい項目等について、あらかじめ内容を確認・指導することにより、円滑に手続きを進める事を目的としています。

2 事前計画書の提出から許可申請又は届出まで

事前計画書の提出後、提出された事前計画書の内容を審査します。施設が基準に適合している場合には、施設の建設等をしていただきます。完成後、当該施設について現地審査を行い、施設が計画書どおりであることを確認した後、申請又は届出を行っていただきます。事前計画書の内容や建設された施設が、基準に適合していないと判断した場合には、適合するように修正・補修等を行っていただきます。

なお、二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定（以下、単に「認定」といいます）時に申請者の能力等（経理的基礎、欠格条項等）が基準に適合していない場合には、事前計画書どおり法の基準に適合する施設が完成していても、不許可処分となります。

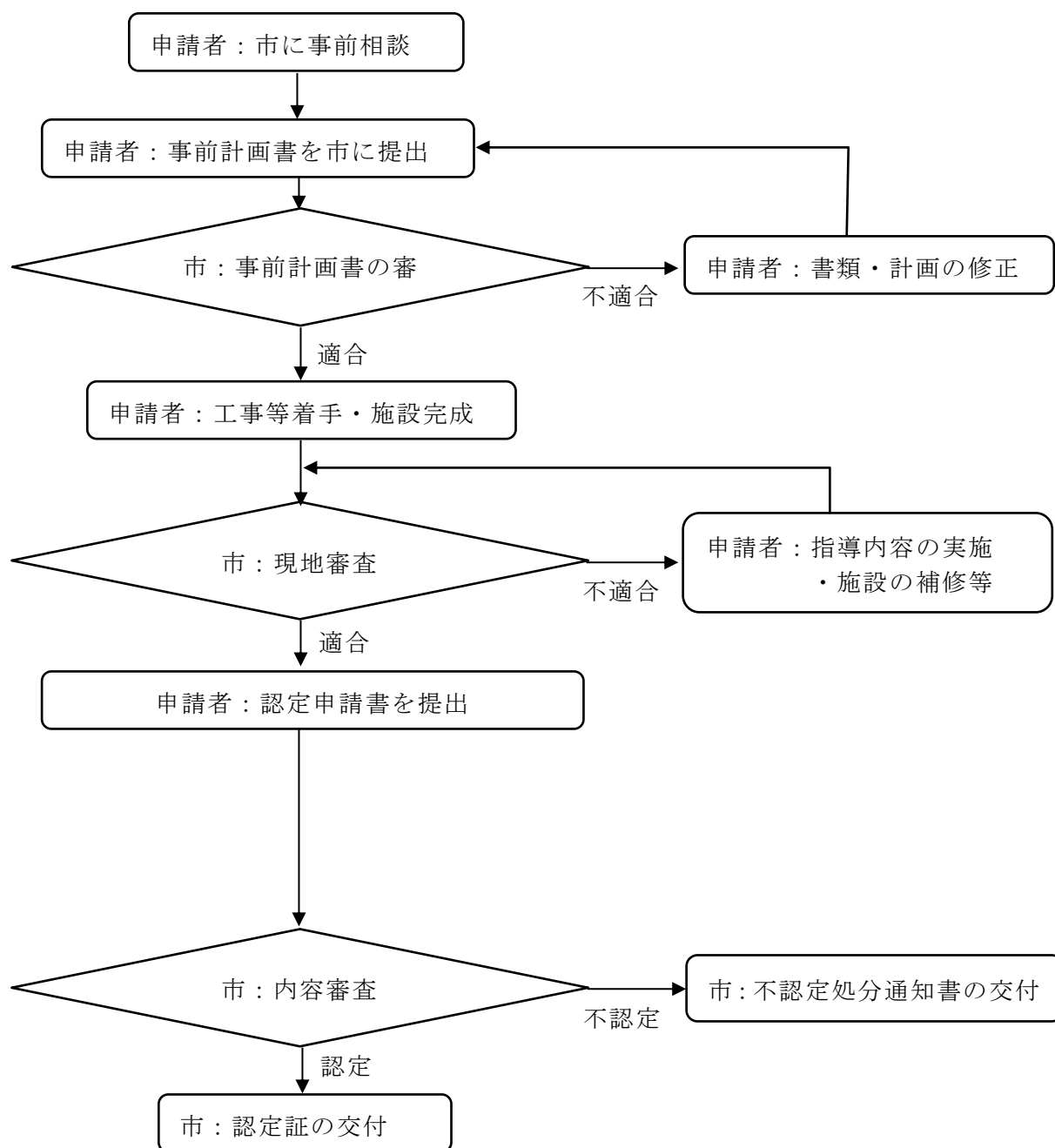
3 有効期間等

この事前計画書の有効期間は、提出から3ヶ月間です。有効期間内に、基準に適合するよう建設又は補修等が行われていない場合や、市に対し連絡がない場合は、ご提出いただいた事前計画書は失効することがありますので、ご注意ください。

（参考）事前計画書提出が必要な場合（例）

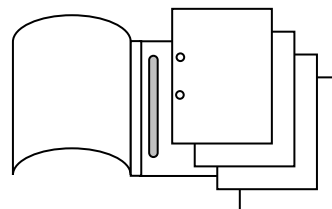
新規認定申請	新たに認定を受けるとき。
変更認定申請	（次の事項の変更は、事前計画書提出が必要です） ・ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。） ・ 処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要 ・ 積替え保管場所の所在地、面積 ・ 積替え保管を行う産業廃棄物の種類 （次の事項の変更は、事前計画書が不要です） ・ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する事業者の名称 ・ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者の名称 ・ 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類 ・ 収集、運搬又は処分の範囲 ・ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う区域 ・ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容 ・ 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状 ・ 収集又は運搬の用に供する施設の種類
変更届	事前計画書の提出は不要です。

4 手続きの流れ



5 提出方法

- ・ 提出は予約制です。あらかじめ電話で予約の上、ご来庁ください。
- ・ 郵送での受付は行っておりません。
- ・ 電話受付時間は9時から17時までです。（12時から13時を除く）
- ・ 提出部数は、正副2部です。（副本は、正本をコピーしたもので構いません）
- ・ 施設が複数ある場合は、施設ごとに事前計画書を作成してください。
- ・ 事前計画書は、左側に2穴を開け、紙フラットファイルに綴る又は綴じひもで綴じ、インデックスを付けてください。



6 提出先

事前計画書は下記の窓口へ提出してください。

施設の場所	提出先
八王子市内のみ	八王子市 環境部 廃棄物対策課 庶務・審査担当 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 本庁舎事務棟2階 J R 中央線 西八王子駅 北口から徒歩20分 電話 042-620-7458 FAX 042-622-7262

第2章 事前計画書の作成

必要な書類は下記のとおりです。

提出書類		様式の番号	省略	記載例の ページ
1	☐ 事前計画書表紙	様式 1		P. 1 7
2	☐ 市許可証の写し（他の許可を含む）	—		—
3	☐ 保管場所一覧	様式 2		P. 1 8
4	☐ 変更事項に関する書類	様式 3		P. 1 9
5	☐ 変更事項に関する図面	—		P. 2 0
6	☐ 施設の案内図	—	○	P. 2 2
7	☐ 用途地域を示す図面	—	○	P. 2 3
8	☐ 施設の周辺図	—	○	P. 2 4
9	☐ 施設内配置図（排水溝含む）	—		P. 2 5
10	☐ 写真撮影場所を示す図面	—	○	P. 2 6
11	☐ 施設及び施設周辺の写真	—	○	—
12	☐ 積替え保管を行う産業廃棄物の一覧表	様式 4		P. 2 7
13	☐ 作業手順説明書	様式 5		P. 2 8
14	☐ 保管場所の図面及び容量計算	様式 6		P. 2 9
15	☐ 保管容器のカタログ等	—		—
16	☐ 施設清掃に関する説明	様式 7		P. 3 1
17	☐ 生活環境の保全対策に関する説明	様式 8		P. 3 2
18	☐ 生活環境の保全対策に関する設備の 場所を示した図面	—		P. 3 3
19	☐ 生活環境の保全対策に関する写真及び 図面	—		—
20	☐ 使用権原を証明する書類等 （土地、建物、公図）	—	○	—
21	☐ 重機一覧表、重機の写真	—		—
22	☐ 関係法令に関する書類 （環境確保条例）	—		—
23	☐ 関係法令に関する書類 （その他）	—		—
24	☐ 施設近隣住民等への説明内容に関する 書類	—	○	—
25	☐ 説明対象者を示す図面	—	○	—
26	☐ 同意書、協定書、説明経過書	—	○	—

1 事前計画書表紙（記載例 P. 17）様式 1

① 積替え保管を行う事業者

- ・法人名、代表者氏名、本店所在地、電話番号、FAX 番号を記載してください。

② 申請の区分

- ・取り扱う産業廃棄物の種類を○で囲んでください。
- ・新規許可、変更許可のうち該当する項目を○で囲んでください。

③ 積替え保管施設の所在地

申請に係る積替え保管施設の所在地を記載してください。

④ 用途地域

申請に係る積替え保管施設設置場所の用途地域を記載してください。

⑤ 作業時間

- ・申請に係る積替え保管施設の作業時間を記載してください。
- ・作業時間は、指定作業場設置届出又は工場認可申請と同じ時間を記載してください。
※指定作業場設置届出、工場認可申請については、P.11「22 関係法令に関する書類（環境確保条例）」参照

⑥ 申請の内容

この欄の内容については、「3 保管場所一覧（様式 2）」に記載してください。

⑦ 積替え保管施設に関する変更事項

変更事項の有無について「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。
（新規認定申請以外）

⑧ 積替え保管施設の面積

積替え保管施設的面積は、基本的には敷地面積を指します。ただし、施設の設置状況によっては異なる場合がありますので、具体的にどの面積を記載するかについては、市にお問合せください。

⑨ 八王子市における産業廃棄物収集運搬業許可（積替え保管を含む）の有無

- ・八王子市における、他の許可（産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業）の取得の有無について、「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。
- ・「有」の場合は、許可番号を括弧内に記載してください。
- ・「有」の場合において、その許可を受けた場所で積替え保管をする場合、5 ページの一覧中 6、7、8、10、11、20、24、25、26 は不要です。

⑩石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取り扱いの有無

・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の収集運搬の有無について、「収集運搬」欄の「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。

・積替え保管施設における、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の積替え保管の有無について、「積替え保管」欄の「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。

⑪担当者

・担当者の氏名、電話番号を記載してください。

・行政書士の方が提出する場合は、行政書士及び申請者側の担当者の両者について記載してください。

2 市許可証の写し

・変更申請の場合、認定証の写しを添付してください。

・新規申請の場合、八王子市において産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業を取得している場合は、その許可証の写しを添付してください。

3 保管場所一覧（記載例 P. 18）様式 2

保管場所ごとに記載してください。

①番号

各保管場所に番号を付けてください。

②積替え保管を行う産業廃棄物の種類

・当該保管場所で保管を行う産業廃棄物の種類を記載してください。

・混合廃棄物等、同一保管場所に複数の産業廃棄物を保管する場合は、当該保管場所で保管を行う全ての産業廃棄物の種類を記載してください。（記載例 P. 18 の「番号 8」欄参照）。

③保管方法

・容器を使用せず保管する場合は、「直置き」と記載してください。

・容器を使用して保管する場合は、容器の種類及び個数（単位は「個」又は「本」）を記載してください。

④保管容量

・各保管場所の保管容量を記載してください。

・単位は「 m^3 」で記載してください。

⑤屋内外

各保管場所が屋内、屋外のどちらであるかについて記載してください。

4 変更事項に関する書類（記載例 P. 19）様式 3

積替え保管施設に変更事項がある場合に記載してください。

①保管場所に関する変更事項

- ・保管場所に関する変更事項（位置の変更、保管量の変更、品目の追加等）を記載してください。
- ・「番号」欄には、当該変更事項のある保管場所について「3 保管場所一覧」で付けた番号を記載してください。

②その他の変更事項

「保管場所に関する変更事項」に該当しない変更事項について記載してください。

5 変更事項に関する図面（記載例 P. 20～21）

- ・積替え保管施設に変更事項がある場合、変更前後の施設を比較することができる図面を添付してください。
- ・また、図面中の各保管場所に、「3 保管場所一覧」で付けた番号を記載してください。

6 施設の案内図（記載例 P. 22）

施設周辺の幹線道路、鉄道、その他目印になるものを示した地図を添付してください。

7 用途地域を示す図面（記載例 P. 23）

申請に係る積替え保管施設及び周辺の用途地域が分かる地図を添付してください（「6 施設の案内図」と同じ地図を使用し、用途地域ごとに色分けしたものを添付しても差し支えありません）。

8 施設の周辺図（記載例 P. 24）

申請に係る積替え保管施設周辺の状況が分かる地図（住宅地図等）を添付してください。

9 施設内配置図（記載例 P. 25）

- ・施設内のレイアウト（施設の塀、門扉、建物、搬出入口、掲示板、保管場所、作業場所、選別場所、排水溝、オイルトラップ、排水の放流先、散水設備等）が分かる図面を添付してください。
- ・図面中に床面の材質（コンクリート、耐薬品性、耐油性等）を記載してください。
- ・敷地及び建物については、寸法を記載してください。
- ・図面中の各保管場所に、「3 保管場所一覧」で付けた番号を記載してください。

10 写真撮影場所を示す図面（記載例 P. 26）

「9 施設内配置図」と同じ図面を使用し、「11 施設及び施設周辺の写真」で添付した写真の撮影場所を図面中に示してください。

11 施設及び施設周辺の写真

- ・施設周辺、施設外観、施設内設備（保管場所、保管容器、作業場所、排水溝、オイルトラップ等）、掲示板の写真を添付してください。
- ・新規認定申請等で、まだ施設が設置されていない場合は、施設設置予定場所の現況写真を添付してください。

12 積替え保管を行う産業廃棄物の一覧表（記載例 P. 27）様式 4

①廃棄物の種類

積替え保管を行う産業廃棄物の種類を記載してください。

②搬入者、搬出者

- ・廃棄物の搬入・搬出を誰が行うかについて、「自者」または「他者」のどちらか一方又は両方を○で囲んでください。
- ・搬出と搬入のどちらか一方は、必ず自者のみで行ってください。

③主な搬出先

- ・積替え保管施設からの主な搬出先を記載してください。
- ・産業廃棄物処理業者の場合は、その名称及び許可番号を記載してください。
- ・売却を行う場合は、売却先の名称を記載してください。

④主な排出元

主な排出事業者の業種等を記載してください。

⑤主な品名

積替え保管を行う廃棄物の、具体的な名称（ペットボトル、パソコン、写真廃液等）を記載してください。

⑥一日あたりの平均的な搬出入量

- ・一日あたりの平均的な搬出入量を記載してください。
- ・実績がない場合は、想定される搬出入量を記載してください。

13 作業手順説明書（記載例 P. 28）様式 5

①手選別、手解体、有価物の抜き取り

積替え保管施設における、各作業の有無について、「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。

②作業内容

搬入から搬出までの、具体的な作業内容を記載してください。

14 保管場所の図面及び容量計算（記載例 P. 29～30）様式 6

保管場所ごとに記載してください。

①番号

保管場所ごとに、「3 保管場所一覧」で付けた番号を記載してください。

②保管方法

- ・容器を使用せず保管する場合は、「直置き」と記載してください。
- ・容器を使用して保管する場合は、容器の種類及び個数を記載してください。

③保管場所の図面

【容器を使用せず保管する場合】

保管場所の図面（正面図、平面図、側面図）及び寸法（内寸法）を記載してください。

【容器を使用して保管する場合】

- ・容器の図面（正面図、平面図、側面図）、寸法（内寸法）、容器の材質を記載してください。
- ・容器を設置する場所の図面（正面図、平面図、側面図）及び容器の設置方法（何段積みにするのか、等）、最大保管高さを記載してください。
- ・廃油、廃酸、廃アルカリ等、容器を防液堤に収納して保管するものについては、防液堤についても図面（正面図、平面図、側面図）、寸法（内寸法）、防液堤の材質を記載してください。

④保管場所の容量計算

保管する産業廃棄物の容量及び容量の算出方法を記載してください。

15 保管容器のカatalog等

保管容器及び防液堤のメーカーカatalog等を添付してください。

16 施設清掃に関する説明（記載例 P. 31）様式 7

清掃を行う対象（保管場所、保管容器、排水溝等）ごとに、清掃頻度と清掃方法を記載してください。

17 生活環境の保全対策に関する説明（記載例 P. 32）様式 8

生活環境への影響ごとに、発生が想定される場所と防止対策を記載してください。

18 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（記載例 P. 33）

オйлトラップ、散水設備、脱臭設備等、生活環境の保全対策のための設備がある場合は、「9 施設内配置図」と同じ図面を使用し設備の場所を図面中に示してください。

19 生活環境の保全対策に関する写真及び図面

- ・生活環境の保全対策のための設備（オйлトラップ、散水設備、脱臭設備等）がある場合は、設備を確認できる写真を添付してください。
- ・設備について、メーカーカatalogや図面等がある場合は、その写しを添付してください。

20 使用権原を証明する書類等(土地、建物、公図)

施設設置場所の用途地域等によっては、使用権原を取得しても積替え保管施設を設置できないことがあります。あらかじめご相談ください。

【申請者又は届出者が所有者の場合】

- ・土地、建物の登記事項証明書
- ・公図の写し

【申請者又は届出者以外が所有者の場合】

- ・土地、建物の賃貸借契約書
- ・土地、建物の登記事項証明書
- ・公図の写し
- ・当該土地及び建物を「産業廃棄物の積替え保管施設」として使用することについて、所有者が認めていることを確認できる書類
(例 賃貸借契約書の使用目的にその旨が記載されているもの、承諾書、同意書)

21 重機一覧表、重機の写真

- ・施設で使用する重機の一覧表を作成し、重機の写真を添付してください。
- ・重機にナンバープレートがついている場合は、写真はナンバープレートが確認できるように撮影してください。
- ・重機の使用権原が確認できる書類を添付してください。

22 関係法令に関する書類(環境確保条例)

積替え保管施設の設置又は変更にあたっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、「指定作業場」に関する届出又は「工場」に関する認可が必要になります。

- ・「指定作業場」に関する届出を行った場合は、担当部署の受付印等が入った届出書(その1とその2)の写しと、受理書の写しを添付してください。
- ・「工場」の認可に関する申請を行った場合は、担当部署の受付印等が入った申請書(その1とその2)の写しと、認可書の写しを添付してください。

※具体的な手続きの方法につきましては、八王子市環境部環境保全課までお問い合わせください。

23 関係法令に関する書類(その他)

積替え保管施設の建設、営業にあたっては、他法令の許認可、届出等が必要な場合があります。

- ・他法令に関する申請等を行った場合は、管轄部署の受付印等が入った申請書等の写しを添付してください。
- ・管轄部署の事務手続き上ただちに申請等を行うことができない場合、又は申請等が不要である旨の確認を行った場合は、当該管轄部署に確認を行った際の議事録を作成し、添付してください。

関係法令	添付が必要な書類	担当部署
建築基準法 (建築確認)	・建築確認申請書 (添付書類を含む) ・確認済証 ・検査済証	八王子市まちなみ整備部 建築指導課
※用途地域等によっては、 積替え保管施設を設置できない 事があります。		
消防法 (危険物施設等の許可、 届出)	・許可申請書 (添付書類を含む) ・許可証 ・完成検査済証 ・届出書 (添付書類を含む)	積替え保管施設設置場所を 管轄する、消防署の担当部署
火災予防条例 (少量危険物、指定可燃物 の届出)	・届出書 (添付書類を含む)	
労働安全衛生法、 クレーン等安全規則 (クレーンの設置)	・クレーン設置報告書 ・自主検査記録 ・点検記録 ・補修の記録	積替え保管施設設置場所を 管轄する、労働基準監督署
その他、積替え保 管施設の設置等 における関係法令	手続きを行った際の 申請書、許可証等	

24 施設近隣住民等への説明内容に関する書類

・積替え保管施設の設置、施設の変更、許可の更新等にあたっては、施設近隣や搬出入路沿いの住民、事業者等に対し、施設内容、環境対策等について具体的に説明してください。

- ・説明を行った内容について記載した書類を提出してください。

【説明内容の例】

- ・施設で取り扱う産業廃棄物の具体的な内容
- ・施設における具体的な作業内容
- ・廃棄物の飛散及び流出、悪臭、地下浸透、騒音、振動など、生活環境への影響に対する防止対策、万が一発生した場合の対処方法（施設で行う作業だけでなく、車両の搬出入により発生するものも含む）
- ・その他、施設近隣の生活環境保全に必要な事項

25 説明対象者を示す図面

「8 施設の周辺図」と同じ図面を使用し、説明を行った住民等を図面上に示してください。

26 同意書、協定書、説明経過書

施設近隣住民等から取得した同意書（写し）、協定書（写し）、又は説明経過書を添付してください。

第3章 基準等

1 保管容量の考え方

【容器を使用して保管する場合】

原則として、容器の容量を保管容量とします。

【容器を使用せずに保管する場合】（「図1 保管容量の考え方」参照）

- ・廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端から勾配が50%以下（角度にして約 26.5° ）となるように積み上げてください。
- ・廃棄物が囲いに接する場合、囲いから2mの範囲は、囲いの高さから0.5m以下の高さまでしか積み上げることはできません。

なお、最大保管量は、一日当たりの平均搬出量の7日分を超えてはいけません。

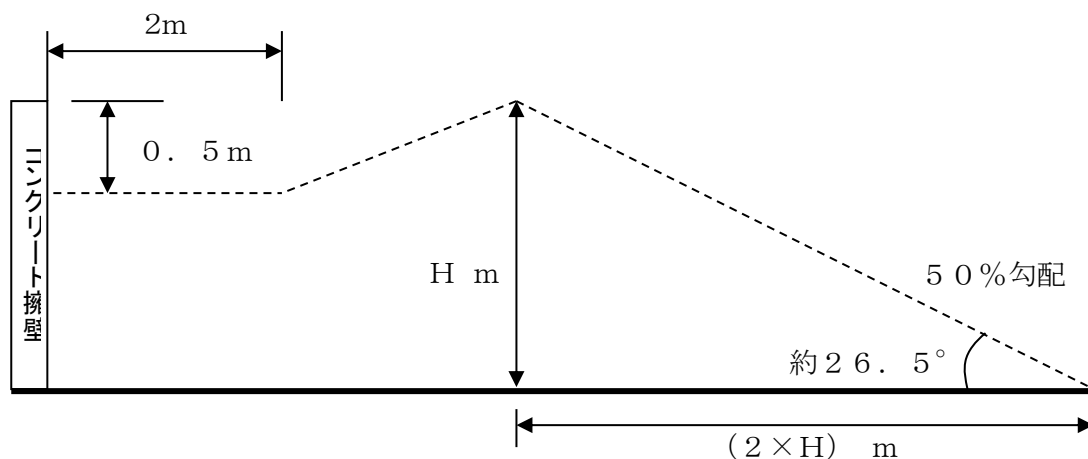


図1 保管容量の考え方

※注 ・図中の点線は、保管できる上限を表しています。

・図中の「H」は高さを、「 $2 \times H$ 」はHの2倍の距離を表しています。

2 保管場所の基準

- ・保管場所には、保管を行う産業廃棄物の種類を示す表示を掲げてください。
- ・保管場所には、保管場所および最大保管量を示す基準線（約10cm幅）を床面、壁面等に引いてください（「図2 基準線の例」参照）。
- ・基準線の下端を最大保管高さとするため、産業廃棄物は基準線を隠さないように保管してください（「図3 基準線の書き方」参照）。
- ・選別場所を、廃棄物の保管場所として使用することはできません。選別前の廃棄物を保管する場合は、選別場所とは別に保管場所を設置してください。

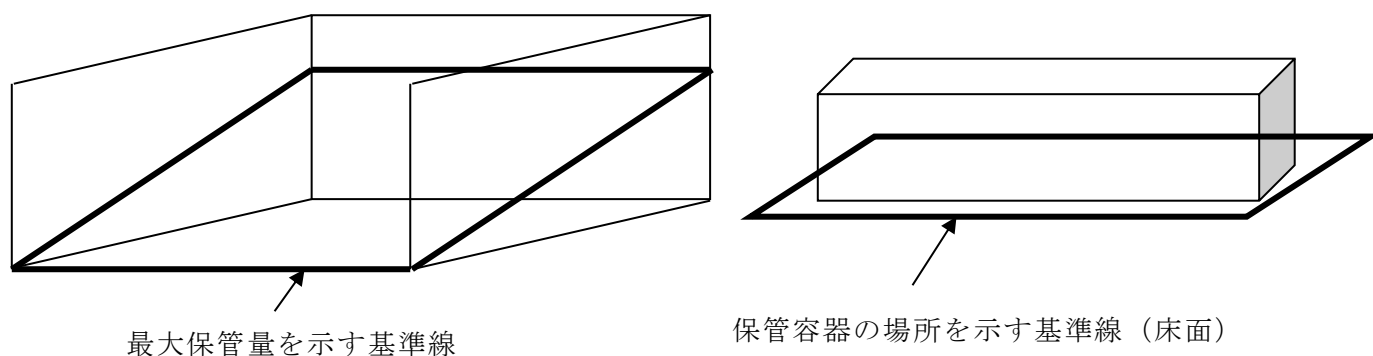


図2 基準線の例

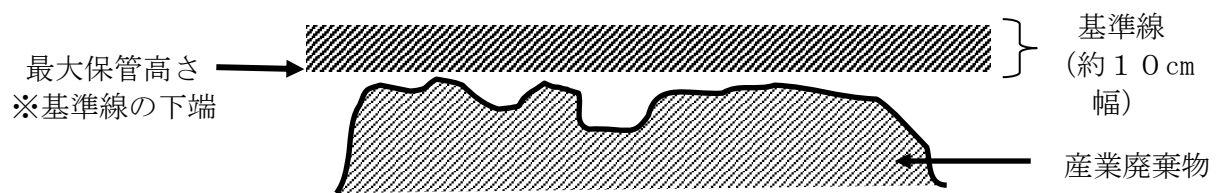


図3 基準線の書き方

3 掲示板の記載方法

- ・ 積替え保管施設には、施設の外部から見える場所に掲示板を設置してください。
- ・ 掲示板の記載内容は、「図4 掲示板の記載内容」を参照してください。
- ・ 掲示板の大きさ : 縦1 m以上×横2 m以上
- 材質 : 紙以外で耐候性のあるもの
- 文字 : ペンキ等、耐候性のあるもの

産業廃棄物 特例認定積替・保管施設		
認定取得業者名	処理業者名・代表者名	
	本店所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者名	
保管する産業廃棄物の種類および保管量		
最大保管高さ		
認定番号		第*****号
許可条件		※認定証に書かれた条件のうち、市が指示したものを記載してください。

図4 掲示板の記載内容

4 その他

積替え保管に関する基準は、産業廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する施行令（以下「令」という。）第6条に、特別管理産業廃棄物については令第6条の5に規定されています。令第6条に規定されている基準の一部を、以下に記載いたします。

①保管は、積替え（基準に適合するものに限る）を行う場合を除き、行ってはならない。



- ・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ・ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ・ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

②周囲に囲いが設けられていること。

③保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭がないように次に掲げる措置を講ずること



- ・ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

④ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

⑤保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

・ 基準を満たすために必要な設備等の内容につきましては、積替え保管を行う産業廃棄物の種類等により異なります。あらかじめ、事前計画書提出先（P4参照）までご相談ください。